

【対外研修】

ウズベキスタン民事法オンラインセミナー —調停制度、取引における第三者の権利保護制度、改正民法の諸問題—

国際協力部教官

坂本達也

第1 はじめに

2023年3月27日と28日の2日間、ウズベキスタンの法律研究院¹を対象として、オンラインセミナーが実施された。本稿では、本セミナーの開催に至る経緯や当日の様子等を紹介する。なお、本稿中の意見や分析は、当職の私見であり所属部局等の見解ではない。

第2 本セミナーに至る経緯

1 ウズベキスタン政府は、「政府開発戦略2017-2021」における第2の柱として法の支配の強化及び司法制度改革を掲げ、同戦略の下、司法の独立・市民の権利保護・法制度の改善・司法サービスの向上等の幅広い改革を実施してきた。また、これに引き続く政府戦略「2022年から2026年までの新しいウズベキスタン発展戦略」においても、法執行機関の活動の改善や、起業家及び所有者の権利の保護のための司法制度改革を優先課題として掲げている。しかし、ウズベキスタンは、旧ソ連型の社会主義的計画経済体制から資本主義的市場経済体制への移行の途上にあるところ、これに伴う急激な改革による制度・運用の変化に対応できる人材の育成が追い付いていない。

2020年4月から実施されてきたJICA国別研修（権利の保護と経済の自由化のための民事法の運用等に関する研修）は、上記のようなウズベキスタンの実情を踏まえ、特定の法改正など短期的な制度構築そのものではなく、運用面の強化及び将来的な制度構築に資する人材育成を目的として行われてきたものである。

2 本セミナーは、上記国別研修の一環として、2021年、2022年に引き続き実施されたものである²。

本セミナーでは、ウズベキスタン側の要請を踏まえ、手続法分野のテーマとして調停制度を、また、実体法分野のテーマとして取引における第三者の権利保護制度を取り上げることとした。このほか、ウズベキスタンでは、上記改革を契機として、経済自由化及びこれを支える私人の権利保護を実現する法制の導入を目的とした民法改正

¹ Institute of Legislation and Legal Policy under the President of the Republic of Uzbekistan

² 本セミナーは上記国別研修の第3回本邦研修として実施されたものであるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりオンラインでの実施となった。当日は法律研究院所属の研究員10名が参加した。なお、前2回の研修の概要については、黒木宏太「ウズベキスタン第1回本邦研修（オンライン）－契約法、法の解釈について－」ICD NEWS第88号180頁以下、同「ウズベキスタン第2回本邦研修（オンライン）－契約及び電子契約の諸問題、書証と事実認定について－」ICD NEWS第91号96頁以下を参照されたい。

が検討されていることを踏まえ、民法改正に関する具体的な検討点につき意見交換を行うこととした。

本セミナーには、日本側から、講師として、御池綜合法律事務所の二本松利忠弁護士（元大阪地方裁判所長）及び摂南大学の大川謙蔵准教授に御参加いただくとともに、JICAガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チームの芳村慶祐氏及び塚原正典国際協力専門員、JICAウズベキスタン事務所の土岐典広氏、当部の内藤晋太郎部長、庄地美菜子教官（当時）、池田暁子教官（当時）及び当職が参加した。

第3 本セミナーの概要

1 調停制度について

(1) 当職のプレゼンテーション

まず、当職が「日本のADR～司法調停を中心に～」と題するプレゼンテーションを行い、日本のADR制度全体を概説した。とりわけ、日本のADRの中心となる司法調停（民事調停・家事調停）に関し、訴訟・審判との手続上の関係性に加え、裁判官が調停の主宰者となること、いわゆる評価型調停であること、調停合意に強制力があることなど、ウズベキスタンとの相違点に焦点を当てて説明した。

(2) 二本松先生のプレゼンテーション

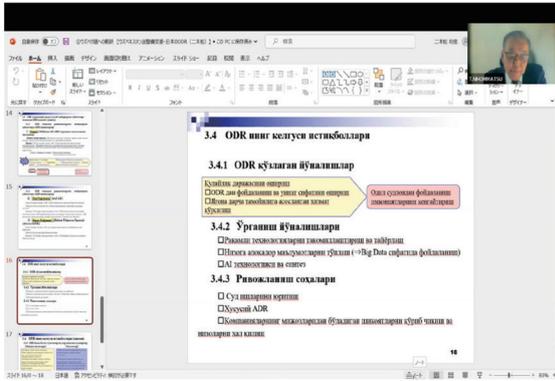
次に、二本松先生から「日本におけるODRについて」と題して、家事調停におけるウェブ会議の導入や民間ADRにおけるODRの導入について御紹介いただいた。前者については、ウェブ会議導入の利点として、当事者の出頭負担の軽減、安心・安全な手続の実現（DV事案等への対応）などを説明していただいた。後者については、日本政府がODRの導入を積極的に推進しており、これと呼応して民間ADRがODRの導入を進めていること、今後の取組として対話型AIの利活用に向けた基盤整備が行われる予定であること、ODRは正義へのアクセスを容易にする一方、ODR主宰者の提供する情報や解決策の信頼を検証するためのシステム作りが必要であることなどを具体的に説明していただいた。

(3) ウズベキスタン側のプレゼンテーション

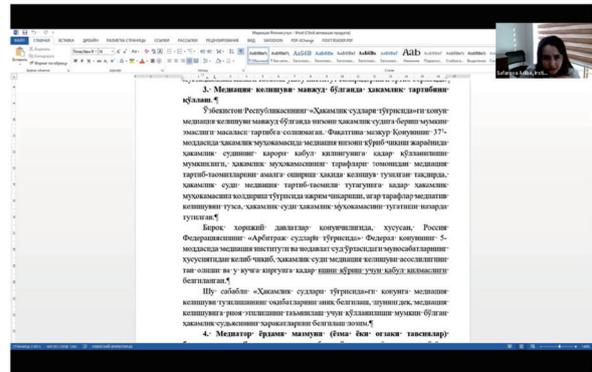
法律研究院の主任研究員サファロバ・アディバ氏から、ウズベキスタンの調停制度の問題点について御説明いただいた。アディバ氏によると、同国では、2018年に調停の実施に関する法律が成立したものの調停制度が十分機能しておらず、その原因として、調停人が当事者に対して法的なアドバイスを行うことを禁じられていること、調停合意に執行力がないこと（調停合意を裁判所が承認する決定をすれば執行可能）のほか、調停を利用できる分野が限られており調停前置の規定もないこと、調停と仲裁の手続上の関係が明確ではないこと、調停人の資格要件がないことなどの手続上の理由が挙げられているとのことであった。

他方、2020年に設立された調停センター（タシケントに所在）においては、

弁護士やタシケント法科大学の卒業生が調停人となり、既に年間800件の申立てがあるとのことであり、調停制度はADRの一つとして今後の発展が期待できるものと思われた。



二本松先生のご講義の様子 (左)

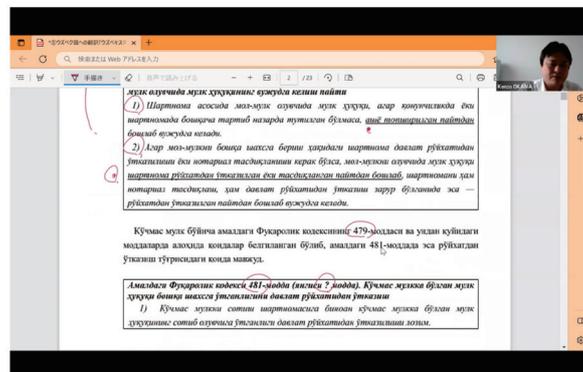


アディバ氏のご講義の様子 (右)

2 取引における第三者の権利保護制度について

大川准教授をモデレーターとして、ウズベキスタンの改正民法案及びこれに対応する日本の諸規定の内容を比較・検討し、権利外観法理の適用等が問題となる事例を題材とした意見交換を実施した。

印象的であったのは、いわゆる「解除前の第三者」の論点に関するウズベキスタンの実情であった。ウズベキスタンには第三者の権利を保護する条文はないものの、第三者の権利を保護する内容の総会決定（ウズベキスタンの最高裁判所が示す解釈指針）が発出されており、裁判実務上はこれに従って第三者の権利が保護される場合があるが、その存在は一般には認識されていないという。解除に伴う権利関係の調整を図る規定は、市民の行為規範としても重要なものであり、民法改正における更なる検討を期待したい。



大川准教授のご講義の様子

3 改正民法案に関する意見交換について

アディバ氏から、民法改正において検討中のテーマに関するプレゼンテーションが行われた後、日本側参加者との意見交換が実施された。テーマは、不動産の取得時効、貸金取立に伴う有形力行使、一般法と特別法の関係性、夫婦共同遺言制度、相続の承認・放棄に関する期間制限、特別不法行為、典型契約の数、暗号通貨に関する法的規制などであり、個別性の高いものから民法全体に関わる根源的なものに至るまで多岐に及んだ。

紙幅の都合上、全てを紹介することはできないが、特に重要であると感じたのは典型契約の数に関する問題意識である。民法改正では、典型契約に重複がないか、典型契約の数が多すぎるのではないかという観点から議論されているとのことであったが、この問題は法整備についての基本姿勢と法解釈に対する考え方と関連する重要な問題であると感じた。すなわち、ウズベキスタン民法には多数の契約類型が典型契約として規定されている。これは社会主義法の影響を受けたものであり、裁判官による法解釈を制限し、完全な法典の編纂を指向するものであって、とりわけ民法にその役割を負わせている傾向がある。しかしながら、グローバル化や社会経済の複雑化に伴い、新しい問題は日々生起しており、時代の変化に対応する法制化を常に実現することは不可能である。全てを典型契約として民法に規定するのではなく、裁判官が典型契約を手がかりとして、法解釈により柔軟な事案の解決を図ることが重要であり、それに向けた裁判官の能力向上も望まれるところである。法解釈については、典型契約の数に関する問題意識を足がかりとして、さらに取り上げていくべき課題であると感じた。

第4 おわりに

本セミナーでは、実体法及び手続法の重要テーマに加え、現在進行中の民法改正に関する諸問題も取り扱うことができた。

2020年から3年間の計画で実施されてきたJICA国別研修では、二本松先生、大川准教授を含む多くの関係者の御協力をいただきながら、様々なテーマを取り上げ、オンラインセミナーを実施してきた。本セミナーは、上記国別研修の締めくくりにふさわしい、充実した内容となったものと思料している。2023年4月からはウズベキスタン側の要請を受け、「自由市場経済システムにおける権利の保護を強化するための司法能力強化」と題する後継の国別研修（3年間）が開始され、本年中には本邦研修の実施も予定されている。これまでのオンラインセミナーの成果を本邦研修の実施に繋げる所存である。

最後に、準備の段階から御協力いただき、当日の発表も担当していただいた二本松先生、大川准教授に改めて心より御礼を申し上げたい。